

町の第4次義援金の配分について

10月15日(月)に南三陸町災害義援金配分委員会を開催し、第4次配分基準を決定しました。

今回は、義援金残高状況から、義援金配分が少額となるため、右記理由により、震災孤児及び震災遺児に寄せられた特定の義援金のみの配分とさせていただきます。

義援金の振り込みについては、10月に振り込んでおりますので、対象となる方はご確認ください。

配分区分		対象数	第1次配分額	第2次配分額	第3次配分額	今回の配分額	合計配分額
死亡または行方不明	1人当り	825人	10万円	4万円	—	—	14万円
全壊	1世帯当り	3,182世帯	10万円	4万円	3.6万円	—	17.6万円
大規模半壊	1世帯当り	85世帯	5万円	2万円	1.8万円	—	8.8万円
半壊	1世帯当り	88世帯	5万円	2万円	1.8万円	—	8.8万円
震災孤児	1人当り	8人	—	40万円	60万円	50万円	150万円
母子・父子世帯	1世帯当り	118世帯	—	20万円	—	—	20万円
震災遺児	1世帯当り	40世帯	—	20万円	12万円	10万円	42万円
高齢者施設・障害者施設入所者	1世帯当り	11世帯	—	10万円	—	—	10万円

- ①義援金受入総額778,738,491円 義援金残高68,162,491円 (9月30日現在)
- ②毎月の義援金振込額の減少 直近3か月の平均 3,343,440円
- ③国・県の義援金受入期限が平成25年3月までとなり、当町においても、受入期限終了後に最終配分とする方向です。

国(日赤等義援金受付団体分)及び県(災害対策本部)の義援金配分について

9月14日(金)に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)の第4次配分基準及び県(災害対策本部)の第3次配分基準が決定されました。今回の配分基準は、次のとおりで、10月に指定された口座へ振り込んでおりますので、ご確認ください。

支給対象	国(義援金受付団体)分					県(災害対策本部)分			
	第1次	第2次	第3次	今回の配分額	合計額	第1次	第2次	今回の配分額	合計額
人的被害(1人当り)	死亡・行方不明	35万円	50万円	10万円	5万円	100万円	15万円	—	15万円
	災害障害見舞金	—	—	10万円	—	10万円	10万円	—	10万円
住家被害(1世帯当り)	全壊	35万円	50万円	—	7万円	92万円	10万円	5万円	15万円
	大規模半壊	18万円	47万円	—	5万円	70万円	7万円	3万円	10万円
	半壊	18万円	27万円	—	3万円	48万円	2万円	3万円	5万円
津波浸水区域における住家被害(1世帯当り) ※上記「住家被害」に加算	全壊	—	—	20万円	7万円	27万円	—	3万円	3万円
	大規模半壊	—	—	10万円	4万円	14万円	—	3万円	3万円
	半壊	—	—	5万円	2万円	7万円	—	2万円	2万円
	仮設住宅未利用世帯	—	—	10万円	—	10万円	—	—	—
震災孤児(1人当り)	—	—	—	—	—	50万円	—	50万円	
母子・父子世帯(1世帯当り)	—	—	10万円	—	10万円	—	20万円	20万円	
高齢者施設・障害者施設入所者等(1人当り)	—	—	10万円	—	10万円	10万円	10万円	10万円	

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

11月11日(日)から17日(土)は「税を考える週間」です

税金はわたしたちの生活をより豊かで安定したものにする重要な財源です。町では福祉の充実や道路の整備、教育などのほか、さまざまな事業を行っており、これらの財源の多くは町税によって賄われています。この機会に税金の意義や役割について考えてみましょう。

問い合わせ 町民税務課 ☎46-1372

平成24年分の年末調整関係事務の説明会を開催します。

開催月日	受付開始	説明会	会場	対象地域
11月13日(火)	9:30	10:00~12:00	気仙沼市民会館(中ホール)	気仙沼市
	13:30	14:00~16:00		
11月14日(水)	13:30	14:00~16:00	平成の森(アリーナ)	南三陸町

※14日(水)に都合の悪い方は、13日(火)の気仙沼会場に出席することも可能です。問い合わせ 気仙沼税務署 法人課税部門 ☎22-6780(代表)

一部免除を受けたときは 残りの保険料の納付を忘れずに

保険料の一部免除

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(1月から6月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、4分の3、半額、4分の1の4段階があります。このうち、4分の3免除、半額免除、4分の1免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから一部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。平成24年度の月額保険料は『14,980円』です。

例 4分の3免除の場合

免除額：月額11,230円
納付する額：月額 3,750円

毎月の保険料の4分の3が免除されますが、残りの4分の1の保険料は必ず納めなければなりません。

保険料の納期限

保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

問い合わせ

石巻年金事務所
☎0225-225115
町民税務課戸籍住民係
☎46-1373

まだ健診を受けていない方へ

今年度の健診をまだ受診されていない方は、次の日程で受診することができます。なお、健診直前の食事はとらないで受診してください。

集団健診

- ◇対象者
 - ・16歳から39歳の方
 - ・40歳から74歳までの国民健康保険被保険者
 - ・後期高齢者医療被保険者
 - ・40歳から74歳までの社会保険などの被保険者

◇日程等

11月11日(日)	9:30~10:30	歌津総合支所
	13:00~14:00	志津川保健センター

◇持参するもの 受診票または保険証

個別健診

- ◇対象者
 - ・40歳から74歳までの国民健康保険被保険者
 - ・後期高齢者医療被保険者

◇日時 1月31日(木)まで随時

◇場所 歌津八番クリニック・佐藤徹内科クリニック・ささはら総合診療科

◇持参するもの 受診票または保険証

*いずれも受診前に予約をお願いします。

*町外での受診を希望される場合は、受診可能な医療機関をお知らせしますので問い合わせください。

*健診費用等は、加入している医療保険によって異なります。医療保険の種類によっては受診できない場合もありますので、事前に加入している保険者にご確認ください。



問い合わせ 39歳までの方 志津川保健センター ☎46-5113
40歳以上の方 町民税務課医療給付係 ☎46-1373